

vol.136  
2015. 10

発行  
東北地方整備局  
営繕部  
盛岡営繕事務所

# 営繕とうほく



【耐震改修工事が完了した塩釜港湾合同庁舎】

## CONTENTS

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 1 1月は「公共建築月間」                        | 2   |
| ・東北巡回パネル展を開催します                      |     |
| 保全ニュースとうほく                           | 3～6 |
| ・BIMMS-Nを有効に活用いただくために ～点検記録情報管理について～ |     |
| ・建築物点検シリーズ14（建築設備編その5）               |     |
| 防災アシスト情報                             | 7～9 |
| ・「官庁施設の被災情報伝達要領」被災情報伝達様式の記入方法等について   |     |

# 11月は「公共建築月間」

～ 東北巡回パネル展を開催します ～

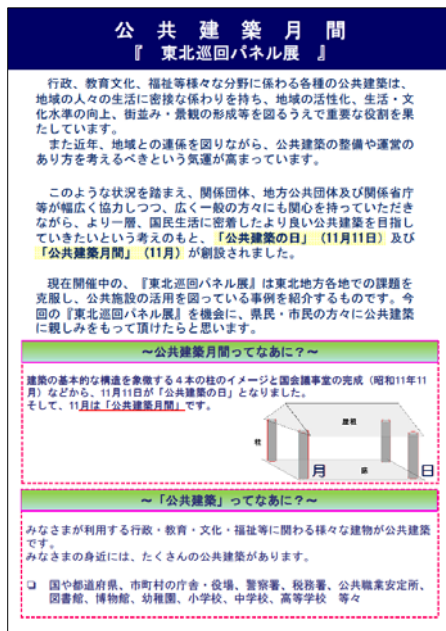
行政、教育文化、福祉等様々な分野に係わる各種の公共建築は、地域の人々の生活に密接な関わりを持ち、地域の活性化、生活・文化水準の向上、街並み・景観の形成等を図るうえで重要な役割を果たしています。

このような状況を踏まえ、公共建築の果たす役割を国民に広く知っていただくために「公共建築の日」及び「公共建築月間」が創設されました。

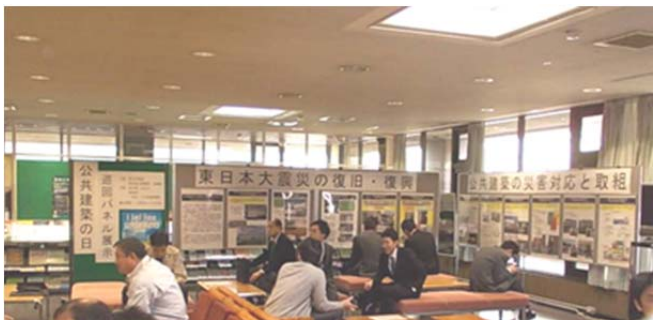
建物の基本的な構造である4本の柱をイメージし、数字の「1」が4つ並ぶ「11月11日」を公共建築の日に、11月を公共建築月間としました。公共建築の代表格である国会議事堂の完成年月が昭和11年11月であることにも因んでいます。

東北地方整備局では、公共建築月間に合わせ、各地方自治体の皆様と共催で、下記日程で東北巡回パネル展を行います。今年度の展示パネルのテーマは、「公共施設の可能性についてー東北地方における公共施設の長寿命化・リノベーションー」です。

お近くにお越しの際は、お気軽にお立ち寄りください。



東北巡回パネル展 開催場所・期間	
秋田県庁 1階渡り廊下	11月 9日～11月13日
仙台市役所 本庁舎 1階ロビー	11月16日～11月20日
山形県村山総合支庁 1階ロビー	11月24日～11月27日
福島県庁 西庁舎 2階ホール	



【過去に開催した東北巡回パネル展の様子】

## 保全ニュースとうほく

### BIMMS-Nを有効に活用いただくために ～点検記録情報管理について～

官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）が新システムになり 2 年目の運用となりましたが、今年度も無事に保全実態調査を完了することができました。ご多忙中のところ BIMMS-N の入力にご協力いただき、誠にありがとうございました。

さて、ご存知のとおり BIMMS-N には施設の維持管理をサポートするためのいくつかの機能が  
あり、「営繕とうほく（保全ニュースとうほく）」131・132 号では『中長期保全計画』機能、  
134 号では『修繕履歴情報管理』機能を紹介しました。今号ではその続編として『点検記録情  
報管理』について紹介させていただきます。

国家機関の建築物は、建築基準法第 12 条や官公法（官公庁施設の建設等に関する法律）第  
12 条により、建築物の敷地・構造、昇降機、昇降機以外の建築設備について、定期に一級建築  
士等の資格を有する者により、損傷・腐食その他の劣化状況を点検することが求められていま  
す。また、建築基準法や官公法以外にも、消防法や建築物における衛生的環境の確保に関する  
法律（建築物衛生法）など、様々な法律で定期点検の実施が求められています。

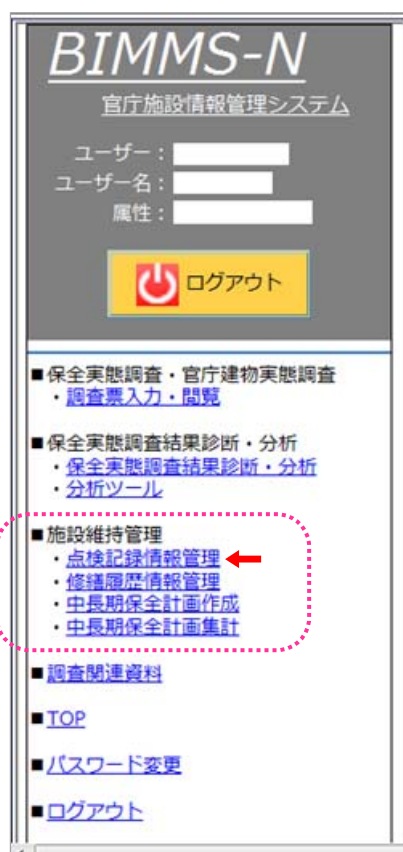
定期点検は、施設の規模や用途、設備機器の種類や大きさなどにより必要な項目について実  
施し、実施後には点検結果を施設毎に記録・整理しておく必要があります。

問題箇所が発見された場合に、修繕・改善等を確実に実  
施するとともに、法令で定められた点検が必要となる時期  
（点検の周期）に点検を確実に実施するために点検記録を  
作成します。

この点検の記録については、BIMMS-N の「施設維持管理  
『点検記録情報管理』」機能（左図参照）を使用して、簡  
単に作成することができます。

なお、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」  
（平成 26 年 5 月）では、「官庁施設」分野の取り組みと  
して平成 28 年度までに、建築基準法、官公法の定期点検  
の対象施設において、施設管理者が中長期保全計画及び保  
全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）で構成する個  
別施設計画を策定することとしています。国土交通省以外  
の各省庁におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）にお  
いても、同様の取り組みを行うことが想定されます。

表計算ソフト等を利用して既に取り組みされているところ  
もあるかも知れませんが、BIMMS-N の『点検記録情報管  
理』機能や『修繕履歴情報管理』機能も活用し、定期点検  
の結果や修繕履歴の記録を確実に実施していただきます  
ようお願いします。



～ 点検記録情報管理の画面構成と入力について ～

■ BIMMS-N の「点検記録情報管理」 点検・確認項目一覧の画面

点検・確認項目一覧の画面

No	点検・確認項目	関係法令	履歴
1	建築物の敷地及び構造の点検	建築法第12条 官公法第12条	履歴
2	昇降機の点検	建築法第12条 人車法10-4第32条	履歴
3	建築物の昇降機以外の建築設備の点検	建築法第12条 官公法第12条	履歴
4	支障がない状態の確認	震災省告示	履歴
5	消防用設備等の点検	消防法第17条	履歴
6	危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	消防法第14条	履歴
7	事業用電気工内物の保管方法による自主点検	電気事業法第42条	履歴
8	機械換気設備の点検	人車法10-4第15条	履歴
9	ボイラーの性能検査、定期点検	人車法10-4第32条	履歴
10	浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	浄化槽法第7～11条	履歴
11	整頓専用水道の水槽の清掃、検査	水道法第34条	履歴
12	排水設備の清掃	建築物衛生法第4条	履歴
13	清掃等及びびびり等の防除	建築物衛生法第4条 人車法10-4第15条	履歴
14	空気環境の測定	建築物衛生法第4条 人車法10-4第15条	履歴
15	冷却塔、加湿機等の清掃等	建築物衛生法第4条 人車法10-4第15条	履歴
16	給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査	建築物衛生法第4条 人車法10-4第15条	履歴
17	ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	大気汚染防止法 第16条	履歴

入力を行う点検・確認項目の「履歴」をクリックします。

■ BIMMS-N の「点検記録情報管理」 点検・確認結果入力の画面

点検・確認結果入力の画面

点検・確認項目: 建築物の敷地及び構造の点検

対象の有無:  有  無

点検期間: 点検時期  年  月

最終点検: 実施年月  年  月

次回点検: 実施年月  年  月

実施結果:  問題あり  問題なし

問題の内容:

備考:

入力後、「変更を保存」をクリックします。

■ BIMMS-N の「点検記録情報管理」 点検・確認項目一覧の画面

点検・確認項目一覧の画面

「ダウンロード」をクリックすると、点検・確認記録情報管理データ一覧が Excel 出力されます。

◆ 防災用照明器具の点検について ◆

防災用照明器具には、非常用照明器具と誘導灯の2種類があります。

非常用照明器具は、停電が発生した際に自動で点灯し、災害時には安全かつ速やかに避難できるよう庁舎内を一定の明るさに保つものです。また、誘導灯も火災等の災害時に屋外へ避難する手助けとなる表示灯で、避難口や避難方向を示します。

防災用照明器具は、非常時の避難誘導を支援するもので、人命に関わる大切な器具ですので、定期的な点検、保守を必ず行いましょう。



I. 防災照明器具の種類

1. 非常用照明器具

非常用照明器具は、電池内蔵形か電源別置形（蓄電池設備、自家発電設備等）かという電源の違いや光源の種類（蛍光灯、白熱灯、ミニハロゲン等）の違い等により分類されます。（詳細については、「建築物点検シリーズ8」をご覧ください。）

2. 誘導灯

誘導灯は消防法に定められた避難誘導用の標識で、大きく通路誘導灯と避難口誘導灯に分けられます。光源の種類としては、LED灯、冷陰極管、蛍光灯等があります。（通路誘導灯と避難口誘導灯を総合して誘導灯と呼ばれています。）

	器具の画像		器具の説明
通路誘導灯	 <p>LED 灯</p>	 <p>蛍光灯</p>	<p>常時点灯しており、非常時にもバッテリーにより一定時間点灯します。</p> <p>点検用スイッチ（ひも、ボタン等）が付いています。</p>
避難口誘導灯	 <p>LED 灯</p>	 <p>蛍光灯</p>	<p>*左の画像中  部分は、点検用スイッチ、モニタランプ位置を示します。</p>

## Ⅱ. 点検方法

一般的な庁舎で多く設置されている「電池内蔵形」の防災用照明器具の点検方法についてご紹介します。点検は、光源の球切れと、電池の劣化の確認になります。

なお、非常用照明器具の電源別置形の場合は、専門業者に点検を依頼してください。

また、昭和60年（1985年）以前の誘導灯が設置されている場合（更新時期を超過）は、点検方法が異なりますので、保全に関する相談窓口までご連絡ください。

- ① 緑色のモニタランプが点灯していることを確認します。
- ② 点検用スイッチを操作して、非常点灯に切り替わることを確認します。
- ③ 点灯しない場合は、球切れや電球のゆるみ、器具の接続不良を確認してください。  
また、専門業者に内蔵バッテリーの接続不良や劣化の確認を依頼してください。

## Ⅲ. 点検のポイント

- ① 法令で定められた点検頻度は、非常用照明器具の場合は **1年以内毎に1回**、誘導灯の場合は **6ヶ月に1回**です。分電盤の分岐ブレーカを切り、非常用照明器具の場合は30分以上（長時間定格のものは60分以上）、誘導灯の場合は20分以上非常点灯することなどを確認します。
- ② 非常点灯しない、または定められた時間以内で消灯してしまう場合は、バッテリーの性能が落ちており、寿命と考えられます。  
故障のまま放置しておくと **法令違反となるばかりか、いざというときに大惨事になりかねません**ので、速やかに電球やバッテリーの交換をお願いします。
- ③ 器具本体の交換時期の目安は、非常用照明器具、誘導灯ともに8～10年です。また、バッテリーの寿命は一般的に4～6年程度とされていますが、設置環境に大きな影響を受けますので、**3ヶ月に1度を目安に点検することをおすすめ**します。

**誘導灯を点検する際に脚立や踏み台などを使用する場合は、転落事故にご注意願います。**



## お知らせ

東北地方整備局では、技術的な協力・支援を積極的に行うため、保全に関する相談窓口を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

【保全に関する相談窓口】 東北地方整備局

営繕部 保全指導・監督室 室長補佐

TEL 022-225-2171（内線 5513）

FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所 保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015

FAX 019-605-8115



# 「防災アシスト情報」 「官庁施設の被災情報伝達要領」 被災情報伝達様式の記入方法等について

前号で「官庁施設の被災情報伝達要領」に基づく被災状況の報告方法等について説明させて頂きましたが、被災情報の伝達には、3種類の様式（被災情報伝達様式）を使用します。今回は、それらの様式への記入方法等について、説明させて頂きます。

## 1. 情報伝達に用いる様式

被災情報の伝達には、「様式1（被災情報のとりまとめ）」、「様式2（各施設の被災情報）」、「様式3（各施設の被災状況写真）」の3つの様式を使用します。（図1参照）

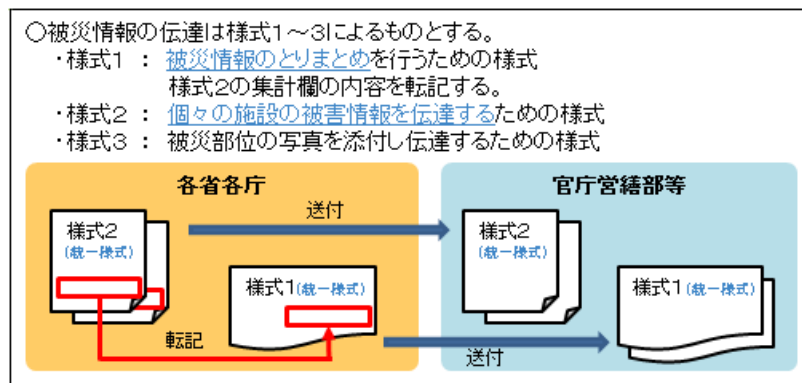


図1 被災情報の伝達様式

### ◆ 施設管理者からの情報伝達 ◆

各施設管理者は、所管する施設の被災情報を「様式2」により宮繕事務所等と自らの上位機関（地方ブロック機関等）に伝達します。その際、被害があった施設については、「様式3」も添付します。

### ◆ 地方ブロック機関等からの情報伝達 ◆

各省各庁の地方ブロック機関等は、施設管理者より報告のあった各施設の「様式2」（自らの施設の「様式2」を含む）の被災情報を「様式1」にとりまとめ、地方整備局等と自らの上位機関（本省庁等）に伝達します。なお、その際、被害があった各施設の「様式2」及び「様式3」についても添付します。

## 2. 被災情報伝達様式の記入方法

### (1) 様式1（被災情報のとりまとめ）

地方ブロック機関等において、被災情報のとりまとめを行うための様式です。

1施設1行でとりまとめますが、各施設の基本情報欄については、平時に事前に入力しておいてください。

被災情報欄については、発災後に各施設から報告のあった「様式2」の転記用シートより転記します。なお、第2報以降については、前回報告からの更新箇所を赤字表記とし、メール以外の方法で被災情報の伝達報告を受けた場合は、必要事項の入力を行ってください。

(2) **様式2** (各施設の被災情報)

個々の施設の被災情報を伝達するための様式です。

各施設管理者は、様式に示す以下の点検を安全を確保しながら実施し、その結果を様式に記入し、報告してください。

- 「0. 建物調査可否 (火災や浸水など)」
- 「1. 建物全体及び周囲 (建物に近寄らずに一見して危険とわかる事項)」
- 「2. 建物外部 (建物外部から確認できる構造躯体、落下危険物等)」
- 「3. 建物内部 (災害対策本部や災害応急対策活動を行うエリアの内装仕上材の破損・電力の確保状況等)」

※各段階の点検において、調査不可又は建物退去の状況を確認した場合は、以降の点検は行わず、被災情報の記入は不要となります。

各段階の点検の実施については、ホームページに掲載しております「「様式2」作成にあたっての参考資料(案)」(図2参照)を参考にしてください。

URL: <http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/bousai/after.html>

1. 外観を一見して危険と判断できる状況

① 建物全体または一部

様式2の被災情報	状況例	点検内容	対応・対応例
【く】基礎のずれ、傾斜・上部構造とのずれが大きい		・建物がぼき上がり、又は地盤が低下し基礎や柱のずれが確認される。	
【か】傾斜が大きい		・傾斜建物が作業の方向に傾いている、又は倒壊している。	→ 立入不可・建物退去
【こ】周辺地盤の陥没・空洞		・周辺に陥没したような跡や被害があり、一見して危険であると判断される場合、 ・軟弱地盤が陥没する危険性がある場合など。	→ 立入不可・建物退去

② その他

様式2の被災情報	状況例	点検内容	対応・対応例
【さ】周辺建物の倒壊による危険		・周辺建物が作業の方向に傾いている、又は倒壊している。	→ 立入不可・建物退去
【し】周辺地盤の陥没による危険		・周辺地盤が、大きく陥没または陥没している。	→ 立入不可・建物退去

図2 「様式2」作成にあたっての参考資料(案)(抜粋)

なお、同一敷地に複数の建物が立地する施設(警察学校や研修所等)、車庫・倉庫等の附属屋がある施設については、全て1施設(1敷地1施設)として「様式2」を作成してください。主要建物の被災情報を中心に記入し、主要建物以外については、著しい被害の場合に被害情報を記入し、特記事項欄に当該建物の名称を付記してください。

また、複数の機関が入居する施設(合同庁舎等)についても1施設として「様式2」を作成してください。管理官署は各入居官署の継続使用の状況を取りまとめの上、「様式2」を作成し、各入居官署と共有を図ってください。

(3) **様式3** (各施設の被災状況写真)

施設に被害があった場合に、被災部位の写真を添付し伝達するための様式です。

施設管理者において、被害の部位や状況を把握しやすいよう、遠景と近景を撮影し、添付してください。

データ容量が大きい場合は、「様式3」のみPDF形式により提出して頂いても結構です。なお、添付する写真が膨大になる場合は、施設の立入可否や継続使用可否に対する影響が大きいと考えられる写真を優先して添付してください。



### 3. 情報伝達手段

被災情報の伝達手段は、原則としてパソコンによる電子メールとします。電子メールが使用できない場合は、FAX等により伝達してください。

なお、施設管理者からの各個別施設の被災情報（様式2）については、パソコンによる電子メールが使用できない場合は、携帯電話またはスマートフォンのメール機能により伝達して頂くことも可能です。

■携帯電話等のメールによる情報伝達の方法は、以下の通りです。（図3参照）

- 1) 件名には、【施設名称】と【第○報】を記載してください。
- 2) 本文に、「様式2」の被災情報チェック欄【あ】～【め】、【a】～【l】の該当する記号を入力してください。

（送信例）

件名：【○○合同庁舎】被災情報伝達 第1報

本文：すてねまめc e g j k l

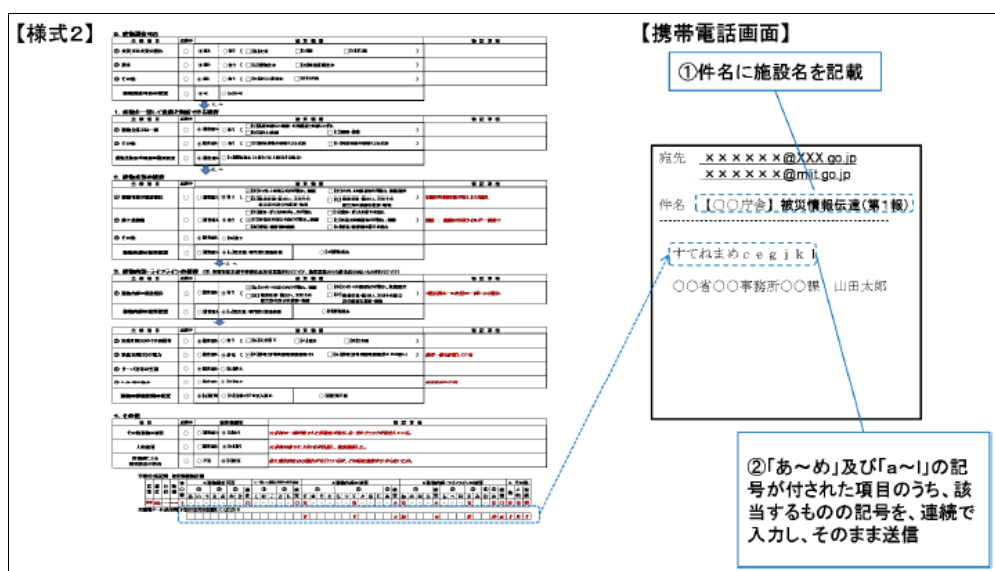


図3 携帯電話等のメールによる情報伝達の方法

### 4. 情報伝達のための準備

発災時に被災状況の確認を安全かつ迅速に行うために、ヘルメット、軍手、懐中電灯、伝達様式（参考資料等を含む）、バインダー、筆記用具、デジタルカメラ（「様式3」作成）等を準備しておいてください。

また、円滑な情報伝達ができるよう対象施設の基本情報の把握、情報伝達窓口の確認、施設に応じた点検体制の整備、情報伝達訓練等を実施してください。

<b>営繕とうほく編集室</b>	<b>ホームページアドレス</b>
〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 東北地方整備局営繕部計画課内 TEL (022)225-2171 E-mail: eikei@thr.mlit.go.jp	■東北地方整備局 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/">http://www.thr.mlit.go.jp/</a> ■盛岡営繕事務所 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/moriei">http://www.thr.mlit.go.jp/moriei</a>
「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます	